

令和元年小野町議会11月第1回会議

議事日程（第1号）

令和元年11月11日（月曜日）午前10時50分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第59号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第4号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第5まで同じ〕
- 日程第 5 議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例について
- 日程第 6 議案の委員会付託
- 日程第 7 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 8 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 9 議案第59号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第4号）
〔討論、採決、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第10 議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
8番	遠藤英信君	9番	久野峻君
10番	佐・登君	11番	吉田康市君
12番	村上昭正君		

欠席議員（1名）

7番 水野正廣君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	石井一一君
税務課長	吉田徳一君	町民生活課長	鈴木稔君

産業振興課長 郡 司 功 君 地域整備課長 照 山 真 君
兼農業委員会 事務局長

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 吉 田 浩 祥 次 長 二 瓶 淳
書 記 吉 田 靖 章 書 記 佐 藤 理 恵

開議 午前10時50分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから、令和元年小野町議会11月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により、開議時刻を繰り下げて、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、7番、水野正廣議員より所要により欠席する旨の届け出がありました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

2番 会 田 明 生 議員

3番 竹 川 里 志 議員

を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、11月第1回会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果についてご報告いたします。

令和元年小野町議会11月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第59号については起立採決とし、議案第60号については簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告いたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、11月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。

また、議案の採決方法について、議案第59号については起立採決とし、議案第60号については簡易採決により行うことといたします。

会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第59号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第59号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第59号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和元年小野町議会11月第1回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私ともにご多忙の中ご出席を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本11月第1回会議にご提案申し上げる案件につきましては、町政執行上、緊急かつ重要な案件である補正予

算案件1件、条例制定案件1件の合計2案件をご提案申し上げた次第であります。

それでは、提出議案に係る提案理由をご説明申し上げます。

議案第59号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に8,167万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億1,640万3,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容についてであります。歳入につきましては、増額となるものは、県支出金において被災住宅応急修理費負担金。

歳出につきましては、増額となる主なものは、消防費において被災住宅応急修理費、災害復旧費において災害復旧業務委託料、町単災害復旧工事費、災害査定受検に伴う測量設計業務委託料などで、財政調整基金繰入金において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

以上、議案第59号、補正予算案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第59号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第59号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第59号について質疑を終わります。

◎議案第60号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第5、議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第60号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年10月21日付総務省自治税務局より、令和元年台風19号等による被災者に対する減免措置等についての通知を受けたことに伴い、被災者に対し減免措置を適切に運用したいため、既存の災害による被害者に対する町税の減免に関する条例では国が示す減免に該当する基準と乖離する部分が多いことから、新たに条例を制定し既存条例は廃止するものであります。

条例制定につきましては、当町において広範囲に及ぶ甚大な被害が発生した場合など随時災害に対応できるよう、国が示した基準に基づき町民税及び固定資産税の減免措置を規定するものであります。この条例は、令和元年台風19号の影響により被害を受けた者に対し適用するため、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用したいものです。

以上、議案第60号の条例制定案件1件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願い申し上げます。

◎議案第60号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊議員。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊直忠君） では、質問いたします。今回、災害による被災者に対する町税の減免に関する条例についての質疑でございます。

今回、議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例を提出した理由とその条例制定のポイントは何か。また、今回の条例の町民税及び固定資産税の減免は、災害が発生した以後に納期限の当該する税額を減免するとありますが、その理由は何ですか、当該年度1年間の町税額を減免すべきというふうに思います。

それから、昭和36年小野町条例第21号を廃止するのではなく、修正し、よりよい被災者支援政策のために再

提案をすべきだというふうに考えますが、よろしく願いをいたします。

○議長（村上昭正君） 渡邊議員、質疑なんですけれども、質疑に関しては自分の思いは述べられないことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〔「もう一度言い直しますか」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 思い2点ほどあったと思いますけれども、それは質疑には受け付けられませんので、あくまでも案件に対する内容説明を聞く。もう一度お願いします。

渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） あくまでも、この議案第60号の条例に対する提出した理由、それから、条例制定のポイント。それから、今回、町民税及び固定資産税の減免は災害が発生した以後に納期限が当該するというふうな形ではありますが、その理由は何か。当該年度の町税額を減免すべきというふうに思います。

それから、36年度に第21号としてつくってあるこの条例を廃止するのではなくて修正したらどうか、そういう観点であります。

○議長（村上昭正君） 渡邊議員。当該年度にすべきだということは言えませんので、当該年度にした理由とか、36年度のものを廃止した理由、そういう聞き方でよろしいでしょうか。

自分の思いは言えないので、そういう聞き方でよろしいでしょうか。

○1番（渡邊直忠君） そうですね。

○議長（村上昭正君） それでは、誰か。

町長。

大和田町長。

○町長（大和田 昭君） 提案理由で説明したとおりでありまして、今の渡邊議員の質問につきましては、担当課の税務課長より答弁いたさせます

○議長（村上昭正君） 税務課長。

吉田税務課長。

○税務課長（吉田徳一君） お答えいたします。提出した理由でございますが、そちらは先ほど町長がご説明したとおりでございますが、平成31年4月1日付企画第51号の部分を訂正した事務次官通達がございます、こちらが令和元年10月21日に県のほうから届きまして、その事務次官通達の内容で今回の条例も合わせて出したということでございまして、そこに決まっている以上の分の減免という形は認められないという部分があったと思いますので、こちらは全国同じようなことで通達のとおりにいたしましたというような形でございます。

それから、もう一つの昭和36年の条例を廃止して今回出すという部分でございますが、これにつきましては、所得基準等々かなり時代も変わってきておりまして、年数がたっておりまして基準等がかなり乖離してきておりますので、今回、条例を新たにその分を国から来ている通達に従いましてつくって、今の状態に合うような形で上げさせていただくという形でございます。国からの通達どおりにやるという形でやらさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） 今の内容はあくまでも国の通知、通達によりながら、それに沿ってそれ以上のこともその以下でもないというような話でありましたけれども、むしろ町独自として考えることは、この第60号の条例の中で町独自の内容、そういうふうな意味でのものは何もないですか。

○議長（村上昭正君） 町長。

大和田町長。

○町長（大和田 昭君） 税務課長に答弁いたさせます。

○議長（村上昭正君） 税務課長。

吉田税務課長。

○税務課長（吉田徳一君） 町独自の減免の内容でございますが、こちらにつきましては、国のほうの通達で、そちらで決まっている部分以上をやるという形になりますと、交付税等々の影響という形もございますので、条例のほうは条例のほうで国で決めているとおりにやりたいということで上げさせていただいたものでございます。

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） 今のだとそれ以上のものはやらない、でもなんかやれるものがあるのか、少しそこは微妙なところではありますが、要はこの条例はあくまでも被災者のためにつくる条例でありますので、先ほど言ったように、もう少し町独自の施策がその中に入ってもいいのではないかとこのように思います。

国の通知、通達によるだけのことで、町民に対する説明の問題も含めてであります。独自に小野町がその支援策等があるということは大事な話だということに思いますので、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（村上昭正君） 先ほどからも申し上げているとおり、思いはお話ができないというのが質疑の内容でありまして、今の内容については若干渡邊議員の思いが入っていると思います。ですから町長、この案件の質疑については、国だけじゃなく町の考えがあったかどうかぐらいの程度で答弁をお願いしたいと思います。

町長。

大和田町長。

○町長（大和田 昭君） 今回、質問のあった台風19号による減免措置等についてでございます。総務省の自治税務局長より通知を受けたというようなことであります。それは説明したとおりでありまして、町独自にこのようなことにつきましては、今回のことについて議案として提案しているわけではありませんので、これは町と議会が必要に応じて、これからそういう災害に応じて、そういうことが可能か可能じゃないかということも含めまして、やはり考えていくというようなことで今後行きたいと、こういうふうに思っております。

○議長（村上昭正君） それでは、渡邊議員の質疑については3回になりましたので、ここで渡邊議員の質疑を終結したいと思います。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第60号について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第6、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の負託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休議といたします。

直ちに各部常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いしたいと思います。

暫時休議といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午後 1時00分

○議長（村上昭正君） それでは、会議を再開いたします。

◎委員長の審査結果報告

○議長（村上昭正君） 日程第7、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、佐・登委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 佐・登君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（佐・登君） 令和元年小野町議会11月第1回会議における、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであります。

議案第59号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第4号）について、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、さきの台風19号により被災した町道や農業用施設の災害復旧のために必要な予算として、総額8,167万5,000円が計上されたものです。

審査に当たっては、各担当課長から詳細な説明を受けました。

以上が、令和元年小野町議会11月第1回会議において、予算決算常任委員会に付託された事件の審査結果及

び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

6番、籠田良作委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 籠田良作君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） 令和元年小野町議会11月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、条例制定議案1案件であり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和元年10月21日付総務省自治税務局長より、令和元年台風19号等による被災者に対する減免措置等についての通知を受けたことに伴い、被災者に対し減免措置を適切に運用したいため、既存の災害による被災者に対する町税の減免に関する条例では国が示す減免に該当する基準と乖離する部分が多いことから、新たに条例を制定し、既存条例は廃止するものであります。

内容としましては、当町において広範囲に及ぶ甚大な被害が発生した場合など随時災害に対応できるよう、国が示した基準に基づき町民税及び固定資産税の減免措置を規定するものであり、令和元年台風19号の影響により被害を受けた者に対し適用するため、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するものであります。

本案について、廃止条例と新たに制定する条例の適用範囲や、前納していた場合の取り扱い、国民健康保険税の減免対象者に対する対応について質疑や意見がありました。

以上が、令和元年小野町議会11月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第8、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第59号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第9、議案第59号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第59号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第59号の討論を終わります。

◎議案第59号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第59号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第4号）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第59号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第10、議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

議案第60号を討論に付します。

討論ありませんか。

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員。

すみません。討論は通告制になっておりますので。

○1番（渡邊直忠君） しないとだめだということですか、討論は。

○議長（村上昭正君） はい。

討論は通告制になっておりますので。

○1番（渡邊直忠君） じゃ、討論はできないということであれば、原稿を町のほうに提出するということはどうですか。

○議長（村上昭正君） それは、議案の採決とはまた違う話になってしまいますので、とりあえず討論は、通告がありませんので、受け付けはできないというようなこと。

それから、町への質問に関しましては、これ以外の判断ということになりますので、私の立場からはそれはお話しできないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） 反対討論ができないということであれば、通告しなかったというのは、私のほうに原因はありますので、終わった後にでも、もし執行部のほうで町長が受けてくれるというのであれば、提出をするということでご了解します。

○議長（村上昭正君） それは渡邊議員の個人的な判断ということになろうかと思えますけれども、私たちではこの場でそのことを申し上げることはできないということでご理解をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

○1番（渡邊直忠君） はい。

○議長（村上昭正君） それでは、討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議案第60号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 異議ありますか。

〔「あります」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） それでは、異議ありというようなことで、起立採決に切りかえたいと思います。

それでは、議案の採決を行います。

議案第60号 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（村上昭正君） 起立多数であります。

したがって、議案第60号については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって、11月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 1時11分